

## 【講義で触れた日本国憲法の条文】

**第十三条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第二十四条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第九十六条** この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

## 【民法に規定される婚姻の要件】

### （婚姻適齢）

**第七百三十一条** 婚姻は、十八歳にならなければ、することができない。

### （重婚の禁止）

**第七百三十二条** 配偶者のある者は、重ねて婚姻をすることができない。

### （再婚禁止期間）

**第七百三十三条** 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 女が前婚の解消又は取消しの時に懐胎していなかった場合
- 二 女が前婚の解消又は取消しの後に出産した場合

### （近親者間の婚姻の禁止）

**第七百三十四条** 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第八百十七條の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

### （直系姻族間の婚姻の禁止）

**第七百三十五条** 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七百二十八条又は第八百十七條の九の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

### （養親子等間の婚姻の禁止）

**第七百三十六条** 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九條の規定により親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。

**第七百三十七条** 削除

### （成年被後見人の婚姻）

**第七百三十八条** 成年被後見人が婚姻をするには、その成年被後見人の同意を要しない。

### （婚姻の届出）

**第七百三十九条** 婚姻は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

2 前項の届出は、当事者双方及び成年の証人二人以上が署名した書面で、又はこれらの者から口頭で、しなければならない。

## 【渋谷区パートナーシップ条例】（関連部分のみ抜粋）

### ○渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（平成 27 年 3 月 31 日制定）

- 第 10 条 区長は、第 4 条に規定する理念に基づき、公序良俗に反しない限りにおいて、パートナーシップに関する証明（以下「パートナーシップ証明」という。）をすることができる。
- 2 区長は、前項のパートナーシップ証明を行う場合は、次の各号に掲げる事項を確認するものとする。ただし、区長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当事者双方が、相互に相手方当事者を任意後見契約に関する法律（平成 11 年法律第 150 号）第 2 条第 3 号に規定する任意後見受任者の 1 人とする任意後見契約に係る公正証書を作成し、かつ、登記を行っていること。
  - (2) 共同生活を営むに当たり、当事者において、区規則で定める事項についての合意契約が公正証書により交わされていること。
- 3 前項に定めるもののほか、パートナーシップ証明の申請手続その他必要な事項は、区規則で定める。
- 第 11 条 区民及び事業者は、その社会活動の中で、区が行うパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならない。
- 2 区内の公共的団体等の事業所及び事務所は、業務の遂行に当たっては、区が行うパートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をしなければならない。

### 【札幌地方裁判所令和 3 年 3 月 17 日判決（平成 31 年（ワ）第 267 号事件）】（重要部分のみ抜粋）

「婚姻によって生じる法的効果を享受する利益は、それが異性間のものであれば、憲法 24 条がその実現のための婚姻を制度として保障していることからすると、異性愛者にとって重要な法的利益であるといえることができる。異性愛者と同性愛者の差異は性的指向が異なることのみであり、かつ、性的指向は人の意思によって選択・変更できるものではないことに照らせば、異性愛者と同性愛者との間で婚姻によって生じる法的効果を享受する利益の価値に差異があるとする理由はなく、そのような法的利益は、同性愛者であっても、異性愛者であっても、等しく享有し得るものとするのが相当である。・・・」

「・・・本件規定\*の目的は正当であるが、そのことは同性愛のカップルに対し、婚姻によって生じる法的効果の一切を享受し得ないものとする理由になるとは解されない。

すなわち、婚姻の本質は両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにあるが、異性愛と同性愛の差異は性的指向の違いのみであることからすれば、同性愛者であっても、その性的指向と合致する同性との間で、婚姻している異性同士と同様、婚姻の本質を伴った共同生活を営むことができると解される。・・・現在において、本件規定\*が、同性愛者が異性愛者と同様に上記婚姻の本質を伴った共同生活を営んでいる場合に、これに対する一切の法的保護を否定する趣旨・目的まで有するものと解するのは相当ではない。」

\*本件規定：民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定の総称を指す。